

産業廃棄物処分業許可証

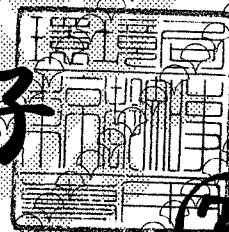
住所 東京都足立区大谷田四丁目1-8番14号

氏名 株式会社山正
代表取締役 豊田 一則

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第54条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 3月 16日

許可の有効年月日 令和 10年 3月 15日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（小型通信機器及び記録媒体に限る。）

（以上3種類）

2 事業の用に供する施設

施設所在地 東京都足立区大谷田四丁目1-8番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	—	0.56t/日	平成29年12月12日	—	—
	金属くず	—				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	—				

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として9時から16時までとすること。
- 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成30年 3月16日 新規許可
令和 5年 3月16日 更新許可 第1回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

